農業農村整備事業業務等共通仕様書の新旧対照表

改定後(令和3年2月版) 改定前(令和2年4月版) 農業農村整備事業設計業務共通仕様書 農業農村整備事業設計業務共通仕様書 令和2年4月 令和3年2月 長崎県農林部農村整備課 長崎県農林部農村整備課 農業農村整備事業設計業務共通仕様書 目次 〔略〕 農業農村整備事業設計業務共通仕様書目次 〔略〕 農業農村整備事業設計業務共通仕様書 農業農村整備事業設計業務共通仕様書 第1章 総 則 第1章 総 則 第1-1条 適 用 〔略〕 第1-1条 適 用 〔略〕 第1-2条 用語の定義 第1-2条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) ~ (28) 〔略〕 $(1) \sim (28)$ (29) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ 〔新設〕 ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (30) 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することに 〔新設〕 より業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を 行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。 (31) 「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。 (29) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したもの を有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとする なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。 が、後日有効な書面と差し換えるものとする。 なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。 $(32) \sim (41)$ (略) (30) ~ (39) (略) 第1-3条 ~ 第1-39条 〔略〕 第1-3条 ~ 第1-39条 (略) 第2章 設計業務 第2章 設計業務 (略) (略)